日本人等 大学院生 及び「高等教育の修学支援新制度」の要件を満たさない学部生用

2022年度入学料徵収猶予申請要領

はじめに

- (1) この申請要領及び申請書類は、日本人学生等用です。
- ・日本人学生等とは、申請者又は学資負担者のいずれかが、日本国籍を有する者、特別永住者、在留資格が「永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等」である、学生をさします。
- ・日本人学生等用・私費外国人留学生用のいずれで申請すれば良いかがわからない場合(例えば、在留資格が「家族 滞在」である場合や難民認定の申請中の場合など)は、<u>申請受付期間前に</u>学生課学生係に相談してください。
- (2)障がい又は病気・怪我等のために申請書様式に記入する事が難しい場合、あるいは、指定感染症にり患したために、又は国・地方公共団体等の求めに応じ公共的な事業に参加するために、申請受付期間中に来校することができない場合は、申請受付期間前に学生課学生係に相談してください。
- ・申請者が視覚障がい者等である場合にかぎって、申請要領及び申請書類のテキストファイルを提供します。テキストファイルは、大学所定の書式によります。当該申請者については、電子ファイルで申請をすることができます。詳細については、<u>申請受付期間前に</u>学生課学生係に相談してください。
- (3)申請書様式に記入する際は、文字は連結せずに、一文字ずつはっきりと記入してください。文字が判読し難い場合には、書き直しをしていただきます。

1. 対 象 者

- (1) <u>学部・大学院に入学する者</u>で、経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 学部・大学院に入学する者で、2021年4月1日以降本人の学資を主として負担している者(以下、「学資負担者」という)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け入学料の納付が困難であると認められる者(その事実の確認できる証明書の提出が必要)
- (3)(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

2. 徴収猶予基準 (1の(1)該当者)

(1) 家計基準

「東京外国語大学入学料免除及び授業料免除に関する選考基準」に定める家計基準によります。

(2) 学力基準 (日本以外の高校や大学を卒業した者は、学力基準を満たしている者として取り扱います。) 大学院博士前期課程1年生 学部の成績で優・良が62%以上(母子・父子世帯は57%以上) 大学院博士後期課程1年生 前期課程の成績でAが62%以上(母子・父子世帯は57%以上)

3. 猶予期間

入学料の徴収猶予が許可された場合の猶予期間は、2022年9月30日までです。

4. 受付期間・時間(厳守)

入学手続受付期間・時間と同じ (郵送で申し込む場合は、入学手続き書類に同封してください。)

- ※不備の申請書類は、原則として受け付けませんが、所得証明関係書類、成績証明書等、兄弟姉妹・配偶者等の学生証の写し等、入学料徴収猶予申請時(入学手続時)に提出ができない場合は、<u>2022年</u>4月1日(金)までに提出してください。(期限厳守)
- ※原則として本人又はご家族以外の申請は受け付けません。
 - ※受付時に家庭事情を聞く場合がありますが、話したくない事は話さなくても結構です。ただし事情によっては不利な扱いになる場合があります。

5. 受付場所

学生課窓口(本部管理棟1階)

6. 提出書類

「入学料徴収猶予願」及び「入学料徴収猶予願」下部に記載した関連資料

ı	出しままる		入学後学籍番号:
ı	一生:张八月順	•	八子饭子稍留写。

日本人等 大学院生及び「高等教育の修学支援新制度」の要件を満たさない学部生用

年 月 日

入学料徵収猶予願

以下の理由により必要書類を添えて2022年度入学料徴収猶予を申請します。

学部生:	学部 年		語・地域			
院生: 博士前期 /	/ 博士後期 課程	1年	専攻			
		受験番号				
TEL	e-mail					
氏名:	本人との続柄	: TEL				
入学料徴収猶予を申請する理由:						
	院 生: 博士前期 / TEL 氏名:	院 生: 博士前期 / 博士後期 課程 TEL e-mail 氏名: 本人との続柄	院生:博士前期 / 博士後期 課程 1年 受験番号 TEL e-mail 氏名: 本人との続柄: TEL			

以下の添付書類を併せて提出してください。(提出したものに 図を入れる)

- □同一生計の家族全員が記載された「住民票の写し」(マイナンバーが記載されないもの)
- □同一生計の家族のうち収入がある者について、2021年の源泉徴収票のコピー
 - (18 才未満の者については提出不要です。申請者本人が18 才の場合は、本人分も提出不要です)
 - (入学後に授業料免除を申請する場合、同様に源泉徴収票のコピーや住民票の写し、課税証明書等の提出が必要になります)
 - ※入学料徴収猶予が認められた場合、2022年9月30日までに入学料を納付する必要があります。